

平成27年第1回砂川市議会臨時会

平成27年5月8日（金曜日）第1号

○議事日程

- 臨時議長挨拶
- 開会宣告
- 開議宣告
- 仮議席の指定
- 日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について〔議長就任挨拶〕
- 日程第 2 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について〔副議長就任挨拶〕
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 市長挨拶
- 日程第 7 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
〔正副委員長互選報告〕
- 追加日程第1 常任委員会委員辞任について
- 日程第 8 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第 6号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第 7号 議員の派遣について
- 追加日程第2 調査第 1号 所管事務の調査付託について
- 追加日程第3 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
継続第 2号 社会経済委員会継続審査
継続第 3号 議会運営委員会継続審査
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について〔議長就任挨拶〕
- 日程第 2 会議録署名議員指名
北谷 文夫議員
多比良和伸議員
- 日程第 3 会期の決定
自 5月 8日 1日間
至 5月 8日
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について〔副議長就任挨拶〕
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 市長挨拶
- 日程第 7 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
〔正副委員長互選報告〕
- 追加日程第1 常任委員会委員辞任について
- 日程第 8 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第18 議案第 6号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第 7号 議員の派遣について
- 追加日程第2 調査第 1号 所管事務の調査付託について
- 追加日程第3 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
継続第 2号 社会経済委員会継続審査
継続第 3号 議会運営委員会継続審査

○出席議員（14名）

議 長 飯 澤 明 彦 君	副議長 水 島 美喜子 君
議 員 増 井 浩 一 君	議 員 多比良 和 伸 君

増山裕司君
佐々木政幸君
武田真君
辻勲君
沢田広志君

中道博武君
星洋一君
武田圭介君
北谷文夫君
小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	中村吉宏
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
兼 経 済 部 長	
病院事業管理者	小熊豊
総務部長	湯浅克己
兼 会 計 管 理 者	
市民部長	高橋豊
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	古木信繁
病院事務局長	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘
税務課長	為国修一

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井上克也
教 育 次 長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 伏 清 巳
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

○議会事務局長 峯田和興君 おはようございます。事務局長の峯田でございます。

本日は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、北谷文夫議員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

議長席のほうへお願いいたします。

◎臨時議長挨拶

○臨時議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまご紹介をいただきました北谷文夫と申します。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○臨時議長 北谷文夫君 ただいまから平成27年第1回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長 北谷文夫君 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長 北谷文夫君 議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○臨時議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第1 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長 北谷文夫君 日程第1、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることと決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、臨時議長が指名することに決定をいたしました。

議長に飯澤明彦議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました飯澤明彦議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、飯澤明彦議員が議長に当選をいたしました。

議長に当選しました飯澤明彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、飯澤明彦議員の挨拶をお願いします。

○議長 飯澤明彦君（登壇） お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員皆様のご推挙によりまして、歴史と伝統のある砂川市議会の第22代の議長にご選任を賜り、心から感謝申し上げます。まことに身に余る光栄であり、その重責を痛感しているところでございます。これからの砂川市の発展と市民福祉の推進、また議会の円滑な運営に誠心誠意努めるとともに、議会のさらなる活性化に向けて努力していく所存でございます。何とぞ議員の皆様方、理事者の皆様方の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長 北谷文夫君 これをもちまして臨時議長の職務を無事務めさせていただきます。議員各位のご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

飯澤明彦議長、議長席にお着きを願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

〔議長 飯澤明彦君 着席〕

再開 午前10時07分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び多比良和伸議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、5月8日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時09分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長 飯澤明彦君 日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

副議長に水島美喜子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました水島美喜子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、水島美喜子議員が副議長に当選しました。

副議長に当選しました水島美喜子議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、水島美喜子議員のご挨拶をお願いいたします。

○副議長 水島美喜子君（登壇） 一言ご挨拶を申し上げます。

このたび砂川市議会副議長の栄職につかせていただくことになり、この上もない光栄に存じ、感謝いたしております。同時にその任務の重大さを痛感しているものでございます。飯澤議長の補佐役として、先輩、同僚議員の皆様方のご支援、ご協力をいただきまして、誠心誠意務めてまいりたいと存じます。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

◎日程第5 議席の指定

○議長 飯澤明彦君 日程第5、議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付した議席表のとおりであります。

それぞれの席にご着席願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第6 市長挨拶

○議長 飯澤明彦君 日程第6、善岡市長から挨拶の申し出がありましたので、これを許可します。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） おはようございます。改選後の初めての臨時議会ということで、貴重なお時間をいただきまして一言挨拶を申し上げます。

さきの選挙、市議会議員につきましても、初めての無投票ということでございました。私自身も2回目も無投票ということで、必ずしも無投票をよしとしているわけではございませんが、無投票ということであることによって、私の考えてやろうとしている事項と市民との考え方に差があってはいけないと、こんな思いから1期目から地域に出ながら、その考えのギャップを埋めようと、こんな思いで行政運営をやってまいりました。

振り返って砂川の魅力ってどこにあるのだろうと。行政面積は、北海道の中でも非常に小さい。78.68平方キロメートルしかない。そんな中であって、砂川の財産はやはり第3次医療圏の救命救急センター、周産期の拠点病院、がん拠点病院、災害拠点病院と言われる500床を有するこの市立病院、または北菓楼、ソメス、ローレルを初めとする元気のいい企業が多いと。空知の中では特筆すべき財産を持っているというのが、この砂川市の特徴でございます。私のまちづくりの基本というのは、その特徴を生かしながら、どうやって持続可能な砂川市をつくっていくかと、この1点に尽きるわけでございます。

1期目は、この少子高齢化の中でまず時間のかかる高齢者対策を時間をかけながらしっかりやっていこうということで、砂川市高齢者いきいき支え合い条例、いわゆる住民4情報を地域におろそうと。個人情報保護法がございませうけれども、この法律は福祉目的まで制限するものではないと、そんな思いから条例をつくりました。この条例の意図するのは、市長はそこまで高齢者対策をしっかりやるのだと、そういうような宣言条例でございまして、そのおかげをもちまして多くの団体の皆様、町内会の皆様方のご協力を得ながら、何とかことしの3月末で65歳以上の対象者と思われる世帯を1年半かけて職員15名体制で全戸回りをし、手挙げ方式で対象者は907名ということで、恐らくこれは毎年更新していきますので、人数はふえていくだろうというふうに思っておりますけれども、この見守り事業、ここが最終点ではなくて、私が目指しているのは地域包括ケアシステムをつくっていかねばならないと。それは、高齢者が安心して地域で住める、またそれとともに国は社会保障費がふえていく、それも市町村も同じようにふえていく、それも抑制していこうと。そして、持続可能な財政をつくっていくのだと、そんな思いで進めてまいりました市立病院に北海道で自治体病院では第1号の地域包括ケア病棟44床をつくりました。また、道の基金を使いまして、これも自治体病院で第1号の医療情報ネットワーク、これは市立病院と各医院、または介護事業所、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、ふれあいセンターとオンラインでつなぐものでございます。できる基盤整備はやってまいりました。また、2期目には、それぞれ自宅で介護する人たちの負担を軽減するための施設の建設等にも着手をしていきますけれども、これも大きな課題がないわけではなくて、いわゆる市立病院の中での在宅医療を担う医師の問題であったり、看護師の問題であったり、理学療法士、作業療法士のマンパワーの確保をどうやっていくかと、こんな問題もあるわけでございますけれども、何としても北海道のモデルとなるような地域包括ケアシステムを引き続きやってまいりたいと。

ただ、施設をつくると介護保険料なり、社会保障費が上がっていく。それも抑制する作業も同時にしなければならぬということで、特定健診の受診率は砂川市は35%、空知の中では高いほうですけれども、まだまだ足りない。何とか60ぐらいまでは目標に挙げながら、いわゆる対象となる人の数を減らしていこうと。食生活も含めてそちらも両輪として力を入れていかないと地方は生きていけないだろうと、そんな思いで2期目を進めてまいりたいと。

また、国のほうで今地方創生と言われております。定住化人口をどう確保するのだと。また、地域の活性化をどうするのだと。幸いにもハイウェイ・オアシスに今年度スマートインターチェンジが設置されます。あそこには100万人近い方が来られていると。これをいかに市内、または中空知に誘導するか。砂川市が取り組まなければならない事業とともに、広域でやっていかないとなかなか難しいだろうと。それらの連携も踏まえながら、地域の活性化、さらには砂川市は空知の中で20代、30代の女性の比率が一番高いと。

これらの資源を生かしながら、少子化対策に２期目は大胆に力を入れていきたいと。それらについては、６月議会も含めてそれ以降に今年度をかけて地方版の総合戦略を地方創生の中でつくります。その中で民間も含めてしっかり論議をしながら、効果のある目標数値を定めながらしっかりやっていきたいと、こんな思いで２期目に臨んでいるところでございます。

議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、本当に貴重な時間をいただきましたけれども、一言挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長 飯澤明彦君 暫時休憩します。

休憩 午前１０時２１分

再開 午前１０時２３分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第７ 議案第１号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 飯澤明彦君 日程第７、議案第１号 常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題とします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第８条の規定に基づき、議長が指名します。

総務文教委員に増井浩一議員、多比良和伸議員、中道博武議員、佐々木政幸議員、小黒弘議員、武田圭介議員、星洋一議員、社会経済委員に北谷文夫議員、沢田広志議員、飯澤明彦議員、水島美喜子議員、増山裕司議員、武田真議員、辻勲議員、議会運営委員に沢田広志議員、増山裕司議員、多比良和伸議員、小黒弘議員、以上のとおり指名します。

◎日程の追加

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

ここで、常任委員会委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、常任委員会委員辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第１ 常任委員会委員辞任について

○議長 飯澤明彦君 追加日程第１、常任委員会委員辞任についてを議題とします。

ただいま選任されました常任委員会委員のうち、当職につきましては選任された社会経済委員会委員を辞任したいと思いますのですが、このことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開会して正副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前11時09分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

2常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告します。

総務文教委員会委員長に増井浩一議員、副委員長に武田圭介議員、社会経済委員会委員長に辻勲議員、副委員長に増山裕司議員、議会運営委員会委員長に小黒弘議員、副委員長に多比良和伸議員、以上のとおり決定しましたので、報告します。

◎日程第8 選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

○議長 飯澤明彦君 日程第8、選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

砂川地区広域消防組規約第5条第2項の議員に飯澤明彦議員を、同条第3項の議員に増井浩一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました飯澤明彦議員を砂川地区広域消防組規約第5条第2項の議員に、増井浩一議員を同条第3項の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました飯澤明彦議員及び増井浩一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第9 選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について

○議長 飯澤明彦君 日程第9、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

砂川地区保健衛生組合同約第6条第2項の議員に飯澤明彦議員を、同条第3項の議員に辻勲議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました飯澤明彦議員を砂川地区保健衛生組合同約第6条第2項の議員に、辻勲議員を同条第3項の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました飯澤明彦議員及び辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第10 選挙第5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長 飯澤明彦君 日程第10、選挙第5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中空知広域市町村圏組合同約第5条の議員に飯澤明彦議員及び増井浩一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました飯澤明彦議員及び増井浩一議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました飯澤明彦議員及び増井浩一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第11 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
○議長 飯澤明彦君 日程第11、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中空知広域水道企業団規約第5条の議員に飯澤明彦議員、辻勲議員、増山裕司議員及び小黒弘議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました飯澤明彦議員、辻勲議員、増山裕司議員及び小黒弘議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました飯澤明彦議員、辻勲議員、増山裕司議員及び小黒弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第12 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
○議長 飯澤明彦君 日程第12、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

石狩川流域下水道組合規約第5条の議員に飯澤明彦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました飯澤明彦議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました飯澤明彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第13 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 飯澤明彦君 日程第13、選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思えます。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約第7条及び第8条の議員に飯澤明彦議員及び辻勲議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました飯澤明彦議員及び辻勲議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました飯澤明彦議員及び辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

〔副市長退場〕

再開 午前11時17分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第14 議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第14、議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました副市長の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市副市長、角丸誠一氏は平成27年5月10日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第162条の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続きまして、角丸誠一氏を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございますが、平成23年5月から現在まで4カ年の経歴を有しており、その間極めて職務に忠実で、精励をし、実績を上げているものであり、適任と考え、ここに提案を申し上げる次第でございます。ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第2号を採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

〔副市長入場〕〔副市長挨拶〕

再開 午前11時21分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第15 議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第15、議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、沢田広志議員の退席を求めます。
暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

〔沢田広志議員退場〕

再開 午前11時21分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程いただきました議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市監査委員、尾崎静夫氏は平成

27年4月30日をもって任期が満了いたしましたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

氏名の欄に沢田広志氏と記載をいただきたいと存じます。

現職の議員でございますので、履歴等につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

この際、退席した沢田広志議員の入場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

〔沢田広志議員入場〕

再開 午前11時23分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第16 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第16、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の日付は、平成27年4月17日であります。

専決処分の理由であります。平成27年度一般会計補正予算について、平成27年4月16日に北光小学校の放送設備に故障が発生し、チャイム、防災放送、校内放送の使用が不可能になり、平成27年4月17日に応急的な対応を行いました。各教室への出力及び校内放送は使用が不可能なことから、早急に改修工事を行う必要があるため、平成27年度同会計予算の補正について特に緊急を要するものであります。議会の招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正いたしましたので、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億2,975万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄は事業の説明であります。頭に付してある一つ丸は継続事業であり、そのうちアンダーラインを付してあるのは臨時の費用であります。初めに、10ページをお開きいただきたいと存じます。10款教育費、2項1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の北光小学校放送設備改修工事費675万円の補正は、北光小学校の放送室などの放送設備、非常用放送設備に故障が発生したことから改修をするものであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をいたします。18款繰入金で675万円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第17 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第17、議案第5号 専決処分承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第5号 専決処分承認を求めることについてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分条例は、砂川市税条例等の一部を改正する条例であり、専決処分年月日は平成27年3月31日であります。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、この条例の適用期日が平成27年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により制定いたしましたので、承認を求めるものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては9ページ、議案第5号附属説明資料によりご説明を申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。第31条第2項、第4項の改正は、均等割の税率の定めであり、法人市民税均等割の税率区分である資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一することによる改正規定であります。

第48条第6項の改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、法人税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第50条第3項の改正は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続の定めであり、法人税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第51条第2項の改正は、市民税の減免の定めであり、市民税の減免を受けようとする者の申請書提出期限を「納期限前7日」から「納期限」に見直す改正規定であります。

第57条の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第59条の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第72条第1項、第2項の改正は、固定資産税の減免の定めであり、固定資産税の減免を受けようとする者の申請書提出期限を「納期限前7日」から「納期限」に見直す改正規定であります。

第89条第2項の改正は、軽自動車税の減免の定めであり、公益専用のため減免を受けようとする者の申請書提出期限を「納期限前7日」から「納期限」に見直す改正規定であります。

第90条第2項、第3項の改正は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の定めであり、身体に障害を有している者等が行う減免の申請書提出期限を「納期限前7日」から「納期限」に見直す改正規定であります。

第130条の10の3第1項、第2項の改正は、特別土地保有税の減免の定めであり、特別土地保有税の減免を受けようとする者の申請書提出期限を「納期限前7日」から「納期限」に見直す改正規定であります。

第136条第2項の改正は、都市計画税の納税義務者等の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の追加に伴う条文整理であります。

附則第7条の3の2第1項の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めであり、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を延長する改正規定であります。

附則第9条の改正は、個人の市民税の寄附金控除に係る申告の特例等の定めであり、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例として、地方団体に対する寄附金を支出する者で確定申告を不要とする給与所得者等は、当分の間寄附金税額控除を受けようとする場合には市民税申告書にかえて、地方団体に対する寄附金を支出する際、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができるものとし、申告特例通知書の送付の求めを受けた地方団体の長は、確定申告を不要とする給与所得者等が地方団体に対する寄附金を支出した年の翌年の1月31日までに申告特例通知書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所の所在地の市町村長に対し、申告特例通知を送付しなければならないとするものであり、また申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、申告特例の求めを行った者が所得税について確定申告を要しない場合になったとき、市民税の申告書を提出したとき、申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が5を超えたとき、申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在において当該申告特例の求めを行った者の住所所在地の市町村長と異なったときのいずれかに該当する場合には、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付についてはいずれもなかったものとみなし、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他必要な措置を講ずるものとする規定であります。

附則第9条の2は、附則第9条同様の定めであり、ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合における寄附金控除額について、当分の間所得割の納税義務者が前年度中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ当該納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合においては、所得税控除分相当額を含めた額を所得割の額から控除するものとする規定であります。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第11条の改正は、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の定義の定めであり、適用期間を3年延長する改正規定であります。

附則第11条の2第1項、第2項の改正は、平成25年度、または平成26年度における土地の価格の特例の定めであり、土地価格の下落修正措置の適用を延長する改正規定であります。

附則第12条の改正は、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、適用期間を3年延長する改正規定であります。

附則第13条の改正は、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、適用期間を3年延長する改正規定であります。

附則第15条第1項、第2項の改正は、特別土地保有税の課税の特例の定めであり、適用期間を3年延長する改正規定であります。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、一定の環境性能を有する4輪車等について燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）とする規定で、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた場合において平成28年度分の軽自動車税に限り税率を軽減するものであります。電気軽自動車及び平成21年天然ガス車適合軽自動車については、税率をおおむね75%軽減し、税率を3輪のものの「3,900円」は「1,000円」に、4輪以上のものの乗用、営業用の「6,900円」は「1,800円」に、乗用、自家用の「1万800円」は「2,700円」に、貨物、営業用の「3,800円」は「1,000円」に、貨物、自家用の「5,000円」は「1,300円」に、ガソリンを内燃機関の燃料として用い、平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについては、税率をおおむね50%軽減し、税率を3輪のものの「3,900円」は「2,000円」に、4輪以上のものの乗用、営業用の「6,900円」は「3,500円」に、乗用、自家用の「1万800円」は「5,400円」に、ガソリンを内燃機関の燃料として用い、平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについては、税率をおおむね50%軽減し、税率を4輪以上のものの貨物、営業用の「3,800円」は「1,900円」に、貨物、自家用の「5,000円」は「2,500円」に、ガソリンを内燃機関の燃料として用い、平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについては、税率をおおむね25%軽減し、税率を3輪のものの「3,900円」は「3,000円」

に、4輪以上のものの乗用、営業用の「6,900円」は「5,200円」に、乗用、自家用の「1万800円」は「8,100円」に、ガソリンを内燃機関の燃料として用い、平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについては、税率をおおむね25%軽減し、税率を4輪以上のものの貨物、営業用の「3,800円」は「2,900円」に、貨物、自家用の「5,000円」は「3,800円」にするものであります。

附則第21条の改正は、都市計画税の法附則第15条第34項の条例で定める割合の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第21条の2、附則第21条の3、附則第21条の4、附則第21条の5、附則第21条の6の改正は、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、適用期間を3年延長する改正規定であります。

附則第22条の改正は、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、適用期間を3年延長する改正規定であります。

附則第23条は、都市計画税の課税標準の特例の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、平成26年9月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものであります。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、地方税法の一部改正に伴う条文の整理及び初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月に属する年度以後の4輪車等の軽自動車に対しておおむね20%の重課を課する規定を改めて加えるものであります。

附則第1条の改正は、施行期日の定めであり、施行期日を変更する改正規定であります。

附則第3条第1項、第2項の改正は、軽自動車税に関する経過措置の定めであり、原動機つき自転車等の平成26年9月に改正した新税率の適用を1年延長することとするため、項を追加する改正規定であります。

附則第5条の改正は、附則第3条第1項、第2項同様の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第6条の改正は、附則第3条第1項、第2項同様の定めであり、原動機付自転車等の新税率の適用を1年延長することとするため、平成27年度における原動機付自転車等の新税率の適用に対する経過措置について税率を標準税率とし、標準税率が定められていない小型特殊自動車は他との均衡を図り、税率を定めるものであり、原動機付自転車で総排気量50cc以下の「1,200円」は「1,000円」に、総排気量50cc超90cc以下の「1,400円」は「1,200円」に、総排気量90cc超の「1,900円」は

「1,600円」に、3輪以上、総排気量20cc超の「3,000円」は「2,500円」に、軽自動車で2輪のものの「2,800円」は「2,400円」に、専ら雪上を走行するものの「2,800円」は「2,400円」に、小型特殊自動車で農耕作業用のものの「1,900円」は「1,600円」に、その他のものの「5,600円」は「4,700円」に、2輪の小型自動車の「4,800円」は「4,000円」にするものであります。

次に、6ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、平成27年4月1日から施行するものであります。ただし、第2条中附則第1条第2号及び第3号並びに附則第3条の改正規定並びに附則第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行するものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置の定めであります。それぞれの改正に関する部分は、別段の定めがあるものを除き平成27年度以後から適用するもので、平成26年度分までは、なお従前の例によるものであります。また、固定資産税の第1期の納期については4月と規定されておりますが、評価替えの年である今年度は1カ月おくらせ、5月とするものであります。

第4条は、軽自動車に関する経過措置の定めであり、新条例附則第16条の規定は、平成28年度分について適用するものであります。

第5条は、都市計画税に関する経過措置の定めであり、改正に関する部分は平成27年度以後から適用するもので、平成26年度分までは、なお従前の例によるものであります。また、都市計画税の第1期の納期につきましても固定資産税同様に5月とするものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、ただいま提案されました市税条例の関係で何点かお伺いしたいと思います。

国の法律が変わったことによつての市税条例の改正だと思うのですが、まず1点目は、均等割の税率のことでお伺いするのですが、これまで砂川市の条例の中でも法人の均等割というのはそれぞれ定められていたのですが、このたびは法人事業税資本割の課税標準に統一するというような説明があったわけなのですが、これで今までの税率がどのくらい変わっていくのか具体的にお伺いをします。

それから、もう一点は、ふるさと納税の関係のワンストップでできるというようなお話

があったのですけれども、今の提案説明だとほとんどわからないかなというふうに思っています、具体的にどんな形で、ふるさと納税今砂川市にとってみると非常に大きな寄附が寄せられているので、多分さらにこの条例改正することによってふるさと納税がしやすくなるのではないかなというふうにも思うのですけれども、もう少し具体的にお伺いできればなというふうに思っています。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 2点のご質問をいただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の法人市民税の均等割税率の改正の内容とどのぐらいの影響があるのかという部分につきまして初めにご答弁を申し上げます。法人市民税の均等割税率の改正内容につきましては、法人市民税の均等割税率区分の基準について現行の税率標準である資本金等の額を原則としつつ、自己株式の買い取りなどにより資本金等の額が大きく減少している場合もあることから、資本金等の額が資本金と資本準備金の額の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の額の合計額を法人市民税の均等割税率区分の基準とし、また資本金等の額が無償減資、資本準備金の取り崩し額を控除するとともに無償増資の額を加算する措置を講じることとし、法人事業税資本割の課税標準に統一するものであります。

今回の改正によります影響につきましては、資本金等の額については法人からの申告による額となっており、現状におきましては各法人の資本準備金等の有無につきまして把握をしておりますので、影響は現在のところわかりかねるところでございます。

2点目のふるさと納税のワンストップ特例制度の内容についてでありますけれども、ふるさと納税のワンストップ特例制度の内容につきましては、確定申告が不要な給与所得者等が行うふるさと納税に係る寄附金控除を受ける際、これまでは必ず確定申告を行う必要があったところでありますが、この確定申告を行うことが給与所得者等においてふるさと納税をちゅうちょする原因の一つにもなるのではないかとということで、今回の制度創設によりまして当分の間、給与所得者等が行うふるさと納税について5地方団体以内の場合は、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の地方団体が寄附者にかわって行うことを要請できるものとするものであり、この要請を受けた寄附金先地方団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知するものとしております。この特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除され、現行制度と同額が控除されるものであります。

なお、控除限度額につきましては、現行の個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられたところであります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最初の均等割の関係はわかりました。

ただ、ふるさと納税の関係なのですけれども、要するによそから砂川市にふるさと納税をしてくれる場合はしやすくなる、当然そうなのですよね。要するに確定申告をしない人たちというのは、サラリーマンの人たちだとかそういう人たちも面倒くさくなくてやれるというふうになるのだろうかというふうに思うのですけれども、これによってどのくらいふえそうなのかなんていうのはちょっと余りにもわからないかなというふうには思うのですけれども、今までで確定申告をしていなかった人たちがどのくらい寄附をしてきていたのかということもなかなかわかりづらいことなのかどうかという点です。これでふえてくれれば本当にいいことなのですけれども、どんなふうに予測がされるのかということ自体もわからないのかどうか、ちょっとその辺もお伺いをしたいと思うのですけれども、ただ逆に砂川の市民がよそのまちを応援するとか、よそのまちの特産品がいいから、そっちもしやすくなるということになるかもしれないわけです。そうなってくると、今のお話でいくと所得税からは引かないと、控除をしない。住民税のほうからという話があったと思うのですけれども、つまり、所得税は国のほうで、住民税は砂川市のほうですから、砂川市のほうからだけ持っていかれてしまうというようなことになるのではないかなと思うのですけれども、その辺は所得税と住民税との関係なのですけれども、砂川市にとってみると今まで国が控除していた部分が住民税から持っていかれるということになると、より持っていかれてしまうのかなというふうに、少なくなってしまうのかなというふうに思うものですから、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回のふるさと納税のワンストップ特例制度の創設に伴います予測という部分についてでありますけれども、これについては、なかなか現状といたしましては砂川市の影響というのは予測しづらいところではあるかと思っておりますけれども、砂川市のふるさと納税の特徴といたしましては、かなり高額な寄附をされている方がいらっしゃるのが現実のところでございます。それらを考えますと、それらの高額の寄附をされる方につきましては、ある程度所得の水準が高い方が多いということになりますので、その方につきましてはもしかいたしますと確定申告をされている方が多いという状況にはなるのかなというふうにも推測はされるところでございます。

4月以降のふるさと納税の状況につきましては、昨年10月から制度拡充いたしまして、12月からクレジット納付等も導入しております。その影響もあろうかと思っておりますけれども、4月からのふるさと納税につきましても、それ以前の3月と比較いたしますと順調に伸びているという状況にもなっておりますので、これらについてはこれらのワンストップの制度の導入、あるいは控除の限度額が2倍になっておりますので、これらの影響もあるのかなというところでは見ているところでございます。

また、これらの制度の導入に伴いまして、砂川市として逆に影響があるのではないかというお話もございました。状況といたしましては、昨年、26年度のふるさと納税の実績

額といたしましては、現状押さえているところでは約6,000万の寄附金をいただいているところがございます。それに対しまして砂川市民がそれではどのぐらい寄附をしているかといいますと、この数字が必ずしもきっちり正確なものかという部分は確認する必要がございますけれども、300万程度の寄附金をされて、控除を受けている方がいらっしゃると思いますので、それらを考えていきますと砂川市にとりましては、やはりふるさと納税を受けるほうがかなり大きなものになるかというふうに思っております。ですけれども、住民税から引かれるということになりますので、そのような形になりますと砂川市の市民の方が他の自治体に、今回でいきますと5つの自治体まではワンストップの形でできますので、それらしやすくなりますので、若干影響は出てくるものもあろうかなとは思っております。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後なのですけれども、砂川市民がよそのまちにというのは300万程度と本当に少ない額です。ただ、これからどんどん国のほうも2倍にしてみたり、こういうサービスを広げてみたり、こっちが地方創生みたいな話もあるわけで、ちょっとさっき答えがなかったのだけれども、もともと国の所得税だった分を住民税からというお話ですよ。こうなってくると、何で国本来が控除するべく国に入っていくものを控除するものを地方に入ってくる住民税から全部引いていかなければならないのかなというところがわからなくて、今のところ300万だからそんな大きな影響はないけれども、これがもしも砂川市民がどんどんふるさと納税し始めていくと、本来引かれないべき住民税から引かれていくということは影響が大きくなっていくのではないかなと思うのですけれども、国はこの辺どんなふうに考えて今回のワンストップ制度というのをつくったのでしょうか。最後にお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回の制度につきましては、やはりワンストップ制度を導入することによりまして簡単にそれらの手続をとれると。確定申告をしなくていいという部分を重要視したものだと思われまます。寄附を受けた団体が寄附者の所在する市町村にそれらの書類を送ることによって簡便に手続をとれるということになります。ですけれども、受けた市町村は、その部分につきましては、所得税の部分については金額的には操作することできませんので、その中で自分たちが把握している住民税の中から控除するという、こういう制度になったものと考えているところがございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第6号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第18 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長 飯澤明彦君 日程第18、議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、北谷文夫議員の退席を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時00分

〔北谷文夫議員退場〕

再開 午後 1時00分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第6号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

提案の理由は、公民館耐震改修等建築主体工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、工事名は、公民館耐震改修等建築主体工事。

2、請負金額は、3億2,594万4,000円。

3、工事期間は、契約締結の翌日から平成27年11月27日まで。

4、契約の相手方は、水島・三鉦・北谷経常建設共同企業体で、代表者、砂川市西1条北21丁目1番1号、水島建設工業株式会社代表取締役、水島孝嗣。

5、構造、規模は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上4階塔屋1階、延べ床面積4,370平方メートルであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

この際、退席した北谷文夫議員の入場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

〔北谷文夫議員入場〕

再開 午後 1時03分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第19 議案第7号 議員の派遣について

○議長 飯澤明彦君 日程第19、議案第7号 議員の派遣についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) ただいま上程されました議案第7号 議員の派遣についてご説明を申し上げます。

地方自治法第100条第13項及び砂川市議会会議規則第156条の規定により、次のように議員を派遣するものであります。

適用範囲につきましては、記載の各種会議及び議員交流会に議員を派遣するもので、派遣する人員、期間及び費用は、その都度議長が議会費の予算の範囲内で決定するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長 飯澤明彦君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から所管事務の調査付託についてが提出されております。

お諮りします。

所管事務の調査付託についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、所管事務の調査付託についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第2 調査第1号 所管事務の調査付託について

○議長 飯澤明彦君 追加日程第2、調査第1号 所管事務の調査付託についてを議題とします。

本件について、2常任委員会及び議会運営委員会からの申し出のとおり付託したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、2常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎日程の追加

○議長 飯澤明彦君 続いて、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査が提出されております。

お諮りします。

総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査を日程に追加し、追加日程第3として一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査までを一括議題とすることに決定しました。

◎追加日程第3 継続第1号 総務文教委員会継続審査
継続第2号 社会経済委員会継続審査
継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 飯澤明彦君 追加日程第3、継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査を一括議題とします。

本件については、各委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中に継続審査の申し出であります。

各委員会からの申し出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 以上で日程の全部を終了しました。

これで平成27年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

各議員のご協力によりまして日程どおり終わりました。大変喜ばしく思っております。本日は大変ありがとうございました。

閉会 午後 1時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年5月8日

砂川市議会臨時議長

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員